

# ごみも積もればシリーズ①

## 資源ごみの簡単な出し方

家庭で出る「包装紙」・「紙袋」・「菓子箱」などは、燃えるごみとして出さずに、資源ごみとして出せば、ごみ袋代も少なく済みまし、ごみが減った分、資源として売った分、町のごみの処分費用が減ることになります。



「牛乳やジュースなどの紙パック」・「段ボール」・「新聞紙」はそれぞれ別にまとめますが、上のように袋にまとめて出しても構いません。

### ○お問い合わせ

大方総合支所住民課環境係  
 43-2800(直通)  
 佐賀総合支所まちづくり課水道環境係  
 55-3700(直通)

# ねんきんコーナー

## 11月は「ねんきん月間」

社会保険庁では、毎年11月6日～12日を「年金週間」と定め、皆さんに年金制度について正しく理解していただけるよう広報を行っています。「ねんきん月間」は、国民の一人ひとりが、年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく認識し、年金行政についての理解と信頼を深めていただくことにより、年金制度への参画意識を持っていただくことを目的としています。

年金加入記録の提供や年金相談などのサービス提供の充実を図るとともに、国民の年金権を確保するために公的年金制度の加入意義や保険料の納付義務について理解を求め、国民年金保険料の収納対策を推進するものです。

公的年金制度は「世代と世代の支えあい」で成り立っています。

本人の納めた保険料分だけでは、とても現在の受給者の

年金額をまかないきれません。(高知県の現在の老齢基礎年金だけで、受給権者数は約19万人、年金額は約1200億円です。)

年金は、現役世代の納める保険料が今の高齢者を支え、いずれは現役世代も今の子どもたちの世代に支えてもらうことになります。

この機会に、年金を身近で大切なものとして、見直してみませんか。

### あなたも国民年金の額を増やしませんか?

◆付加年金  
 年金額を手軽に増やしたい方には、付加年金があります。付加年金は定額保険料(14,410円)に加え、付加保険料(400円)を納めることにより、将来の年金額に付加年金が加算される制度です。

受給額は200円×付加保険料納付月数で計算します。たとえば、10年間(120月)付加保険料48,000円を納めると、基礎年金額に、付加年金額24,000円が

加算された終身の年金が受け取れ、大変お得になっています。なお、付加年金は物価スライドがありません。

加入できるのは、第1号被保険者のみで、第3号被保険者は加入できません。

また、第1号被保険者でも国民年金基金加入者は加入できません。加入と辞退は申し出により可能です。定額保険料と合わせて納めることが条件となっています。

◆任意加入制度  
 任意加入は、60歳までに25年の受給資格期間を満たせない方や、受給資格期間を満たしているが、未納期間があるため老齢基礎年金が満額にならない方が、申し出ることにより60歳以降も引き続き、最高65歳まで国民年金に任意で加入できる制度です。

ただし、480月以上は納めることができます。

なお、昭和40年4月1日以前生まれの方は、65歳までに受給資格期間を満たせなかった場合、70歳まで任意加入することができません。

◆国民年金基金制度  
 国民年金を納めている第1号被保険者が任意で加入することができ、公的な年金制度です。

サラリーマンなどの第2号被保険者との年金額の差を解消するために平成3年に創設されました。

自分の収入に合わせて設計でき、将来受け取る年金を増やすことができます。

詳しくは国民年金基金までお問い合わせください。

### ○お問い合わせ

大方総合支所  
 住民課 住基戸籍係  
 43-2800(直通)  
 佐賀総合支所  
 総務課 住基戸籍係  
 55-3701(直通)  
 高知社会保険事務局  
 幡多事務所  
 34-1616  
 高知県国民年金基金  
 088-885-2525